

役員退職慰労金規程

第1条(総則)

この規程は、退職した取締役または監査役(以下役員という)の退職慰労金について定める。

第2条(退職慰労金額の決定)

退職した役員に支給すべき退職慰労金は次の各号のうち、いずれかの額の範囲内とする。

- 1)本規程に基づき、取締役もしくは取締役の過半数で決定し、社員総会において承認された額
- 2)本規程に基づき、計算すべき旨の社員総会の決議に従い、取締役もしくは取締役の過半数で決定された額

第3条(退職慰労金の額の算出)

役員退職慰労金の額は次の算式によって得た範囲内とする。

- 1) 退職慰労金の額 = 退任時の報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率
- 2) 各役位別の功績倍率は次のとおりとする。

会長	2.8	取締役(常勤)	2.0
社長	3.2	取締役(非常勤)	1.5
副社長	2.8	取締役(使用人兼務)	1.5
専務	2.6	監査役(常勤)	2.0
常務	2.3	監査役(非常勤)	1.5

ただし、役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

また、役位の変更によって、報酬月額に減額が生じた場合も、退任時の報酬月額は役員在任中の最高報酬月額を基準にすることが出来る。

第4条(役員報酬)

役員報酬とは、名目のいかなを問わず、毎月定まって支給されるものの総額をいう。

第5条(役員在任年数)

役員在任年数は、1カ年を単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

第6条(非常勤期間)

役員非常勤期間については、原則として、退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。

ただし、特別の場合は、取締役若しくは取締役の過半数をもって別に定めることができる。

第7条(功労加算金)

取締役若しくは取締役の過半数の決定により、特に功績顕著と認められる役員に対しては、第3条により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することが出来る。なお、監査役が功労加算金の対象となる場合は監査役の同意を要する。

第8条(特別減額)

退職役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えたものに対し、取締役もしくは取締役の過半数の決定により、第3条により算出した金額を減額することができる。

第9条(弔慰金)

任期中に死亡した時は、次の金額を弔慰金として別途支給する。

[業務上の死亡の場合]	死亡時の報酬月額 × 36ヶ月分
[その他の死亡の場合]	死亡時の報酬月額 × 6ヶ月分

第10条(支給時期及び方法)

退職慰労金の支給時期は、社員総会で承認、または取締役の過半数で決定後2ヶ月以内とする。
ただし、経済界の景況、会社の業績いかん等により、当該役員又はその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。

第11条(死亡役員に対する退職金)

死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。

第12条(会社加入の事業保険との関連)

退職慰労金と関連のある会社加入の保険契約の受取保険金(中途解約払戻金も同じ)は、全額会社に帰属する。

第13条(規程の改正)

この規程は、取締役もしくは取締役の過半数の決定及び監査役の協議を経て社員総会の承認を得て随時改正することが出来る。

ただし、社員総会において決議を得た特定の退任役員に対して支給する退職慰労金は、その決議当時の規程による。

付 則

本規程は、平成 年 月 日により実施する。